令和3年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

・日 時:令和3年5月20日(木)午後5時から午後5時45分まで

•場 所:向日市役所本館3階 第7会議室

・出席者:(委員)大田直史会長、野田崇委員、植田進委員、酒井由紀委員、 津島理恵委員

> (説明員) 小畑市民サービス部主席課長(兼) 高齢介護課長、岩谷市民課長、 千田市民課管理係長、二上市民課主任、長谷川環境経済部主席課長 (兼) 税務課長、大牧税務課市民税係長

(事務局) 水上総務部長、藤野情報政策課長、松本同課副課長、小林同課主任

・傍聴者:なし

・議 事:諮問事項

コンビニ交付サービス実施に伴い、実施機関以外のものと通信回線による電子計 算機の結合を行うことについて

(向日市個人情報保護条例第11条「電子計算機の結合」に関して)

<要 旨>

議事 諮問事項

コンビニ交付サービス実施に伴い、実施機関以外のものと通信回線による電子計算機 の結合を行うことについて

(向日市個人情報保護条例第11条「電子計算機の結合」に関して)

事務局

(審議事項の概要説明)

本案件のコンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で住民票の写しなど、各種証明書を取得することができるサービスであります。

事務を実施するに当たっては、本市の住民基本台帳システム・戸籍システムの証明発行サーバと、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して接続(電子計算機の結合)します。市民の方は、ご本人でキオスク端末から専用回線で証明書請求するのに対して、市が随時自動応答する仕組みを構築する必要があります。

個人情報の取扱いについては、本市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項に基づき、実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、実施機関が公益上特に必要があり、個人情報につ

いて必要な保護措置が講じられていると認められる場合で、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない、とあります。このことから、本審議会への諮問が必要となっております。

この後、担当者からの説明をお聞きいただき、ご審議いただきます。

会長

それでは、引き続きまして事業の詳細について説明をお願いします。

実施機関

(事業の概要説明)

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなど、各種証明書がコンビニエンスストア等に設置されている、キオスク端末で取得することができるサービスです。

キオスク端末では、申請から交付まで、全ての手続きを住民自ら 行うため、従業員が介在することなく、個人情報が他人の目に触れる ことはありません。コンビニで取得することができるため、休日や夜 間でも証明書が取得することができ、市民サービスの向上を図ること が期待できます。

また、市役所における窓口の混雑緩和にもつながるものと考えています。

コンビニ交付サービスのイメージとしては、住民の方が、コンビニ等でのキオスク端末から、証明書の交付申請をされますと地方公共団体情報システム機構、通称J-LISですが、J-LISを通じて、本市の住基システム、または、戸籍システム、つまり既存システムに申請情報が送信されます。その後、既存システムから証明書情報が送信され、キオスク端末から証明書が受け取れるようになります。

本市の既存システムと、J-LISとの間のネットワークは、LGWAN…総合行政ネットワークを使用しています。通信の際は、通信内容の暗号化により、個人情報漏洩防止対策が施されています。

以上のことから、システム上、個人情報の漏洩、滅失またはき損を 防止する仕組みとなっていることをご報告いたします。以上です。

ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

委員

休日や夜間でも証明書が取得可能となり、便利だとありますが、利用時間がかなり限定されている。コンビニは、いつでも開いているわけですが、特に戸籍証明は、平日の午前9時から午後5時のみというのは、これはいったいどういうことなんでしょうか。

実施機関

J-LISのサービスの提供時間が午前6時30分から午後11時 と決められているんですけども、戸籍の証明と言いますと、例えば婚 姻届けを夜間に出しに来られるとか、宿直でもお預かりできる届けが あるんですけども、そういった届け出をお出しいただいた時に、すぐ に反映できるものではないんです。

すぐに反映できるものではない戸籍謄本などを、もし請求されても、 その内容を反映された戸籍謄本を出せませんので、こういった時間の くくり、つまり、業務時間内のサービス提供になってしまいます。

委員

つまり基幹となるネットワークが夜は、止まってしまう、午前6時30分から午後11時というのは、基幹となるシステムが止まってしまうという実態があるということですね。

戸籍のことを、教えていただきたいのですが、「何月何日何時現在の証明です」と、限定を付すことはできないんですか、制度上。例えば、今日に戸籍抄本をもらって、明日婚姻届けを出すという状況と一緒ですよね、時間が前後するという意味では、午前中に戸籍証明をとって、午後に婚姻届や離婚届けを出すとか、であれば、同日でも、窓口が開いている時間に、同じ日付で異なる状態が重なることになるわけですね。

実施機関

おっしゃられていることは、ごもっともですが、証明書にそういった印刷ができるような様式ではございませんでして、何月何日の証明であって、時間までは載らないので。発行日の日付が載るようになっています。

委員

本籍が沖縄の人が、向日市役所に婚姻届けを出して、そうすると、 即座に沖縄県内のどこかの市役所の戸籍に反映されるんですか。タイムラグがあるんですよね、おっしゃることがどういう障害になるのか よくわからなくて、つまり、平日の9時から5時までしか使えないサービスって、ほぼ役に立たないという実感があってですね。

委員

私は弁護士でして、離婚の事件などで、戸籍は取り寄せることもあるんですけども、離婚届を住民票の住所地で出して、本籍地が別のところだと、それが送られるのに、日数が数日かかる。おそらく手作業で入力なさって、確認作業をされて、戸籍が取れるようになるまでに一週間以上かかることも、経験上はあります。

その間が取れないようにすると、申請があっても取れないようにするために、9時から5時の公務員の皆さんが勤務中の確認作業が必要という趣旨でしょうか。

実施機関

はい。おっしゃるとおりです。

委員

離婚届を提出されたら、新しい戸籍ができるまで、申請をしても とれないんです。

委員

今でもそうなんですか。離婚届が出されたという事実をどうやって 知るんですか。

委員

離婚届が出されたら、出したところでは、受理証明書をすぐに 発行してくれるんですが、それが戸籍に反映されて、新しいのができ るまでには、少し日数がかかります。

委員

わかりました。だから離婚届を出しますよね、その直後に、遠隔地にある自分の本籍地から、婚姻した状態の戸籍の写しを取り寄せることは可能ですよね。

委員

取れないですよね。すぐに取れない措置が取られて、申請が出ても 今、「改編中ですので取れません」ということになるようです。

委員

届けが出たという事から情報だけは即座に、伝わるんですね。

委員

取れなかったときは、「何か、なされているんだ」という事はわかります。

委員

例えば、本籍地が札幌の人が、向日市に住んでいて、向日市に離婚届を出しました。そうすると、それは札幌市長に伝わるんですよね、電話でもされて。「戸籍の改編がありますよ」、という情報は即座に伝わるんですね、システム上。

実施機関

受付したのでわかるような感じです。

委員

オンライン結合していて、離婚届なり、出生届が出ましたという情報だけは、すぐに行くようになっているんですか、電話しているんですか。

例えば、 向日市に死亡届が出ました、本籍地は札幌市です、向日 市から札幌市に、死亡届が出たと電話で伝えるんですね。

実施機関

おっしゃるような、電話でやり取りするのは、全員が全員ではないです。

実際にきちんと伝わるのは、向日市からの送付でもって通知する形です。送付するのに一日二日、タイムラグがあったとしても、そもそも戸籍謄本というのは、本籍地でしか取れませんので、例えば、京都

におられる人が、沖縄の戸籍謄本を取ろうと思えば、郵送請求になる と思いますので、そういった方がすぐに、沖縄の戸籍謄本を取れると いう想定ではないので、そもそも戸籍の届けを出した以降、基本的に は変動のある戸籍は出さないのがルールなので、できるだけルールに 沿った運用を市町村はやっています。

委員

ルールはわかるんです。そのルールがいかにして成り立っているのか、私は知りたかったんです。このことはこれで結構です。

委員

市民サービスの向上という事で、すでに他の自治体においても、コンビニ交付が実施されているんですが、まず1点は、今回の審議会に、この時期に図られた意図は、この時期の理由を1点。それと、それぞれのコンビニの事情によって、今後運用していく際に、コンビニの事情によって変動があるのか、その辺はどういうことになるのか。今はコンビニが統一して、営業しておりますけど、事情によっては、これから変わる可能性がありますね。その時に、市民サービスの関係において、何か行政として、通知するなり、そういうことが起こりうるのか、その2点について。

実施機関

この時期にという理由は、新型コロナウイルスが蔓延しております 現状で、できるだけ、密を避けたい、非接触の手立てをいろいろとし ております。その中で、やっぱり市民課に来ていただいて、窓口で交 付をするというよりも、やっぱり人が密になりますので、コンビニで 自分自身で申請するというシステムが必要ではないか、という事を配 慮いたしております。

実施機関

コンビニの事情が変わった場合は、基本的にはJ-LISと、コンビニとが、契約を結んで、実施をされていきますので、個々の店舗というよりかは、コンビニの会社さんとJ-LISとの間で契約が結ばれていて、そこの中で取り交わされているルールの下で、この事業が行われると認識しておりますので、基本的には、そこはJ-LISの方で担保されているのかなと、いうふうに認識はしております。

会長

結合になるところは、市とJ-LISとの間という事になるんですね。これが、LGWANという閉じられたネットワークだという事で、問題はないという事ですか。

実施機関

はい、そうです。

会長

向日市個人情報保護条例第11条の規定では、公益上特に必要があ

り、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められる かどうか、というところが、問題になるかと思います。先ほどご説明 があったように、特にコロナ禍の中で、非接触で、証明書等、取得し てもらうと、そういうふうな趣旨と、ほかの自治体、長岡京市と大山 崎町や京都府内の12自治体、46パーセントという、京都市も入っ ているんですね。だいたい他の自治体は、いつごろ導入されているん ですか。

実施機関

2市1町につきましては、長岡京市は、4,5年前、大山崎町は、 前年度。南部の自治体は宇治市以外の自治体が実施されており、北部 はまだ進んでない状況です。

会長

個人情報について、J-LISでの必要な保護措置が講じられているというのは、どういう点で講じられていますか。

実施機関

JーLISで講じられる必要な保護措置は、例えば、LGWANを使用し、第三者からのアクセスを排除することや、通信時に証明書データを暗号化すること。広域交付サーバで証明書データを保持しない仕組みを整備していること。ファイアウォールやIPSにより不正アクセスから防御すること。また、コンビニ事業者等に対し、コンビニ交付の仕組みを十分理解し実践する能力のある者のうちから個人情報取扱責任者を選定することを義務付けていること。重要機密情報の保有及び伝送に当たり、紛失、毀損、盗難又は目的外利用ができないように必要な措置を講じ、確実に管理されていることなどです。

会長

他に意見はありませんか。

委員

意見というより、仕組みが知りたかったんです。札幌というのが、よくなかったですね。本籍地が、京都市中京区だったら、向日市で死亡届けを出しました、阪急に乗って、大宮で降りて、中京区役所に行くまで、3,40分ですね。その時に中京区役所で、謄本が取れないんだったら、どういう仕組みで取れないか知りたい。それとも取れるのでしょうか。

委員

取れるんじゃないですか。

委員

そうですよね。だとすると、おっしゃっていた理由がよくわからない。

実施機関

それは致し方ないといいますか、できるだけ努力はしたいと。

委員

そうですよね、そういう話ですよね。法律上絶対に許されないという事ではないですよね。はい、そこはそういう政策判断がされたと、そこが知りたかったんで、ありがとうございます。

それでは、ほかに質問やご意見等はありませんか。
無いようですので、以上で、本日の議事を終了します。
本日は、どうもありがとうございました。